

令和2年7月豪雨に伴う災害に係る後期高齢者医療保険料の減免について

■保険料減免の対象者

次の①から⑤までのいずれかに該当するに至った被保険者につき、それぞれの基準により算定した額を減免いたします。なお、複数の基準に該当する場合は、その減免額が最も大きくなるものを適用いたします。

- ① 令和2年7月豪雨による被害を受けたことにより、その方の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った方
- ② 令和2年7月豪雨による被害を受けたことにより、その方の属する世帯の主たる生計維持者の行方が不明である方
- ③ 令和2年7月豪雨による被害を受けたことにより、その方の属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のiからiiiまでの全てに該当する方
 - i) 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。
 - ii) 世帯の主たる生計維持者の前年の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第7条第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。）の合計額（以下「合計所得金額」という。）が1,000万円以下であること。
 - iii) 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。
- ④ 令和2年7月豪雨による被害を受けたことにより、その方の属する世帯の主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた方
- ⑤ その者の属する世帯の主たる生計維持者以外の方であって、令和2年7月豪雨による被害を受けたことにより、その行方が不明である方

■保険料減免の基準及び割合

- ①の場合は、同一世帯に属する被保険者の保険料額の全部を免除いたします。
- ②の場合は、同一世帯に属する被保険者の保険料額の全部を免除いたします。
- ③の場合は、【表1】で算出した対象保険料額に、【表2】の世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額を減免いたします。

【表 1】

対象保険料額＝ $A \times B / C$
A：同一世帯に属する被保険者について算定したそれぞれの保険料額
B：世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額(減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)
C：被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

【表 2】

世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額の合算額	減免の割合
300万円以下の場合	全部
300万円を超え400万円以下の場合	5分の4
400万円を超え550万円以下の場合	5分の3
550万円を超え750万円以下の場合	5分の2
750万円を超え1,000万円以下の場合	5分の1

(注) 世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部を免除いたします。

④の場合は、当該被保険者について算定した保険料額に、表に掲げる損害程度の区分に応じた減免割合を乗じて得た額を減免いたします。

損害程度	減免の割合
全壊	全部
半壊・大規模半壊・床上浸水	2分の1

※ 長期避難世帯（被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに該当する世帯をいう。）の主たる生計維持者については、その居住する住宅の損害程度を全壊とみなします。

⑤の場合は、当該被保険者の保険料額の全部を免除いたします。

■減免対象の保険料

- ・令和2年度相当分の保険料であって、令和2年度末に資格を取得したこと等により令和3年4月以降に普通徴収の納期限が到来するものとなります。
- ・令和3年度相当分の保険料であって、令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が到来するものうち、令和3年4月分から6月分までに相当する月割算定額となります。
- ・②及び⑤に該当する場合であって、その行方が明らかとなったときは、行方が明らかとなった日の属する月の前月分までの保険料となります。

■添付書類

①～⑤共通の添付書類

- ・減免申請調査書（令和２年７月豪雨）別紙５（市町村作成、要公印）
- ・その他広域連合長が必要と認める書類

①の場合の添付書類

- ・死亡または重篤な傷病を負ったことが分かる書類

②の場合の添付書類

- ・行方が不明であることが分かる書類

③の場合の添付書類

- ・世帯の主たる生計維持者及び被保険者全員の前年分の収入等が分かる書類（確定申告書第一表、各事業の収入内訳書等）
- ・当該年の当該事業収入等の額（見込）が分かるもの（給与明細書、収入見込算出表等）
- ・保険や損害賠償等による補填額の分かるもの（振込通知書等）
- ・離職（退職）証明書等、雇用保険受給資格及び受給金額が分かるもの
- ・公的機関への休業又は廃業の届出書の写し

④の場合の添付書類

- ・官公署が発行するり災証明書
- ・上記り災証明書で損害の内容及び程度等が確認できない場合は、それを確認できるもの（国税庁が示している「住宅・家財等の損失額の算定方法について」の被害割合表等を活用した市町村の証明書等）

⑤の場合の添付書類

- ・行方が不明であることが分かる書類